

「電話によるお手続き」特約

当社が後記1に定める電話によるお手続き（以下「本手続き」といいます）を利用できるお客さま（後記2に定める本手続きを利用できるお客さまをいい、以下「本手続き利用者」といいます）に対して提供する本手続きの利用に関しては、電話によるお手続きの特約（以下「本特約」といいます）が適用されるものとし、本特約に定めがない事項に関しては後記1により別途定める商品およびサービスにかかる各約款・規定等により取り扱います。

第1条（電話によるお手続き）

- （1）本手続きとは、当社が別途定める商品およびサービスにかかる購入・解約等の取引について、本手続き利用者が、電話での手続きを依頼した場合に、各規定または約款で定める払出請求書や通帳・証書等の提出および届出の印章による記名押印を受けることなく電話のみで受付し、取引を行うことをいいます。
- （2）本手続きの申し込みは、当社所定の方法で申込書を提出して行うものとします。
- （3）本手続きの取扱時間は、当社所定の時間内とします。

第2条（本手続き利用者）

本手続きを利用できるお客さまは、日本国内居住の個人のお客さまで、当社所定の方法により申し込みを行い、犯罪による収益の移転防止に関する法律による本人特定事項の確認を行った方とします。

ただし、成年被後見人、被保佐人、被補助人および家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者、未成年者は本手続きを利用いただけません。また、当社所定の基準により本手続きの利用を認めない場合があります。

第3条（本手続きの本人確認）

本手続き利用者が本手続きによる取引の依頼を行うためには、当社所定の本人確認が必要です。

第4条（本手続きにかかる取引の依頼・確定・開始）

- （1）取引の依頼方法
前記3の本人確認の完了後、本手続き利用者は、依頼する取引に必要ないっさいの事項を電話で当社に伝えるものとします。
- （2）取引の確定・開始
当社は前記（1）の依頼内容を本手続き利用者から電話で聞き取ります。本手続き利用者が依頼した取引内容と当社が聞き取りをした取引内容とが本手続き利用者および当社の双方で相違ないことを、当社が取引内容を復唱することにより確認したときには、これにより本手続き利用者による取引依頼が確定したものとし、当社は当該取引を開始します。
なお、電話切電後は、当社所定の一部の取り消し可能な手続きを除き、原則として、確定した依頼内容の取り消し、変更はできません。
- （3）資金の引き落とし
資金の引き落としを伴う取引については、前記（2）の取引の確定後、当社は本手続き利用者からの支払依頼を受けた資金を、各種預金規定等にかかわらず、通帳・証書、払戻請求書、カード等のご提出なしに依頼を受けた口座から資金の引き落としを行うものとします。

第5条（取引依頼の不成立）

以下の場合、当社は本手続き利用者から取引の依頼はなかったものとして取り扱います。

ただし、この取り扱いの場合に、取引が成立しなかったことにより当社に生じた損害については、その賠償を本手続き利用者に対して請求することがあります。当社が本手続き利用者からの取引の依頼はなかったものとして取り扱う場合、当社は本手続き利用者から取引が成立しなかった旨の通知はしませんので、本手続き利用者が、依頼した取引の成否を確認するものとします。なお、この取り扱いによって生じた損害について当社はその責任を負いません。

- （1）資金を引き落とす時において、引落金額（手数料、諸費用がある場合はそれらを含みます）が引落口座から払い戻すことができる金額（当社が定める一部の取引については、総合口座取引による貸越しを利用できる範囲内の金額を含みます。以下同じです）を超えるとき。
なお、資金の引落日において、引落口座から引き落としが複数あり、その引き落としの総額が引落口座から払い出すことができる金額を超える場合は、そのいずれを引き落とすかは当社の任意とします。
- （2）引落口座が解約済みするとき。
- （3）本手続き利用者その他の正当な権限を有する者より引落口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当社が所定の手続きをとったとき。
- （4）引落口座および入金対象口座への入金ができないとき。
- （5）差押え等やむを得ない事情があり、当社が支払いを不適当と認めたとき。
- （6）災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったと当社が判断したとき。

- (7) 当社、または、金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、電話機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- (8) 当社以外の金融機関の責めに帰すべき事由により取引不可能となったとき。

第6条（取引内容の確認）

- (1) 本手続き利用者は、取引終了後に当社が送付する取引確認書により、本手続き利用者が依頼した取引内容と相違がないか照合するものとします。万一、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、本手続き利用者は直ちにその旨を当社まで連絡するものとします。
- (2) 前記（1）の連絡がなかったことによって本手続き利用者が生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいつさいの責任を負いません。また、取引内容、残高に相違がある場合において、本手続き利用者と当社との間で疑義が生じたときは、当社の記録の内容をもって取り扱うものとします。

第7条（本手続きの録音・保存）

本手続きについてはすべて録音され、当社に相当期間保存されます。

第8条（海外からの利用）

本手続きは、日本国内からの利用のみを対象としたものであり、一時的な滞在を含め、本手続き利用者が海外にいる場合には利用できません。万一、本手続きが海外から利用された場合であっても、当社はそれらの行為はすべて日本国内で行われたものとみなします。また、当該国または地域の法令、事情、その他の事由により、取引または機能の全部または一部を利用いただけない場合や、海外からの本手続きの利用により本手続き利用者に損害が生じた場合であっても、当社はいつさいの責任を負いません。

第9条（免責事項等）

- (1) 本人確認
当社が前記3に定める当社所定の本人確認を相当の注意をもって行い依頼者を本手続き利用者本人であると認めた場合に限り、本手続きにより依頼を受けた取引内容を実行できるものとします。かかる取扱いにより本手続き利用者本人に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいつさいの責任を負いません。本人確認に必要な情報に関し、盗用、不正利用、なりすましその他の事故が起き本手続きが不正に利用されるおそれがある場合は、本手続き利用者はただちに当社所定の方法によって当社に届け出るものとします。届出を怠ったことにより本手続き利用者が生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいつさいの責任を負いません。
- (2) 通信手段の障害等
以下の場合、そのために生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいつさいの責任を負いません。
 - ①当社および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、取り扱いが遅延または不能となったとき。
 - ②当社および共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当社が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じたとき。
- (3) 動作環境の確保
本手続き利用者は、本手続きの利用にあたり、本手続き利用者が所有・管理する電話機を利用し、その電話機が正常に稼働する環境については本手続き利用者の責任において確保するものとします。本手続き利用者の電話機が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合に本手続き利用者において生じた損害については、当社はいつさいの責任を負いません。
- (4) 通信経路における取引情報の漏洩等
公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等がなされたことにより本手続き利用者の本人確認情報や取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいつさいの責任を負いません。

第10条（利用の終了等）

- (1) 利用停止
本手続き利用者が当社との取引規定に違反した場合等、当社が本手続きの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当社はいつでも、本手続き利用者に事前に通知することなく本手続きの利用を停止することができます。
- (2) 都合による終了
本手続きの利用は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも終了することができます。なお、本手続き利用者からの終了の通知は当社所定の方法によるものとします。
- (3) 強制終了
本手続き利用者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当社はいつでも、本手続きの利用を終了させることができます。この場合、本手続き利用者への通知の到着のいかんにかかわらず、当社が終了の通知を連絡先にあてて発信した時に本手続きの利用は終了するものとします。

- ①住所変更の届出を怠る等により、当社において本手続き利用者の所在が不明となったとき。
 - ②支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始もしくは今後制定される倒産手続開始の申立て（日本国外における同様の手続開始の申立てを含みます）があったとき。
 - ③相続の開始があったとき。
 - ④手形交換所の取引停止処分を受けたとき（日本国外における同様の処分を含みます）。
 - ⑤本手続き利用者が本特約に違反したとき、もしくはそれに準ずる行為を行ったと当社が判断したとき。
 - ⑥その他本手続き利用の終了を必要とする相当の事由が生じたとき。
 - ⑦本手続きを除く当社とのすべての取引が終了したとき。
- （４）前記（１）ないし（３）にもとづく当社からの都合終了、利用停止および強制終了により本手続き利用者等において損害が生じても、当社はいつさいの責任を負いません。

第 11 条（通知等の連絡先）

- （１）当社は本手続き利用者に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当社に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。
- （２）当社が前記（１）の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、氏名・住所・印章・その他届出事項変更の届出を怠る等本手続き利用者の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、当社の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とします。

第 12 条（特約の変更）

- （１）本特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- （２）前記（１）の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上



電話によるお手続きのご案内

(「電話によるお手続き」特約 別紙)

「電話によるお手続き」の対象商品およびご留意事項を下記の通りご案内いたします。
当社は「電話によるお手続き」以外にも、様々なお手続き方法をご用意しております。店頭でのご相談・お手続きをご希望のお客さま、三井住友信託ダイレクトのご利用をご希望のお客さまは、お取引店担当者へご連絡ください。

記

1. 対象の商品

電話でお手続きいただける対象商品は下記の通りです。

定期預金	投資信託	外貨預金	三井住友信託 ファンドラップ	普通預金
------	------	------	-------------------	------

※商品により、一部お手続きできないお取引がございます。詳しくは、お取引店担当者までお問い合わせください。

2. 電話によるお手続き方法・留意事項

お手続きに必要な書類は、あらかじめお客さまへ郵送にてお届け、または当社ホームページに掲載されたPDFをご確認いただき、お取引店担当者よりお電話にて説明いたします。お手続き時にホームページにてPDFの書面等をご確認いただけない場合は、郵送にて書面をお送りすることが必要なため、お時間がかかりますことをあらかじめご了承ください。

また、お電話で承ったお申込内容をもとにお取引店担当者がお客さまに代わって申込書を作成のうえ、手続き完了後にお客さま控えを送付いたします。

(1) 外貨預金

- ① 重要事項等を記載した契約締結前交付書面は、あらかじめ郵送にて交付いたします。
- ② 金額が30万通貨単位（例：米ドルの場合、30万米ドル）以上の為替取引、および標準の為替手数料を下回る水準で取り扱う為替取引についてはお電話では受付できません。ご希望の場合には、店頭にてお手続きください。

(2) ファンドラップ

- ① 新規契約の場合、契約締結前交付書面をあらかじめ郵送にて交付いたします。
- ② ファンドラップの付帯サービスである「人生安心パッケージ」のご加入は、お電話では受付できません。ご希望の場合には、電話によるお手続きを利用せず店頭にてお手続きください。
- ③ 新規契約・追加入金に伴う手続きについては、運用開始日の3営業日前までの所定の手続きにより取り消しできます。取り消しは書面でのお手続きが必要となりますので、ご了承ください。

以上



(2022 年 11 月 28 日現在)